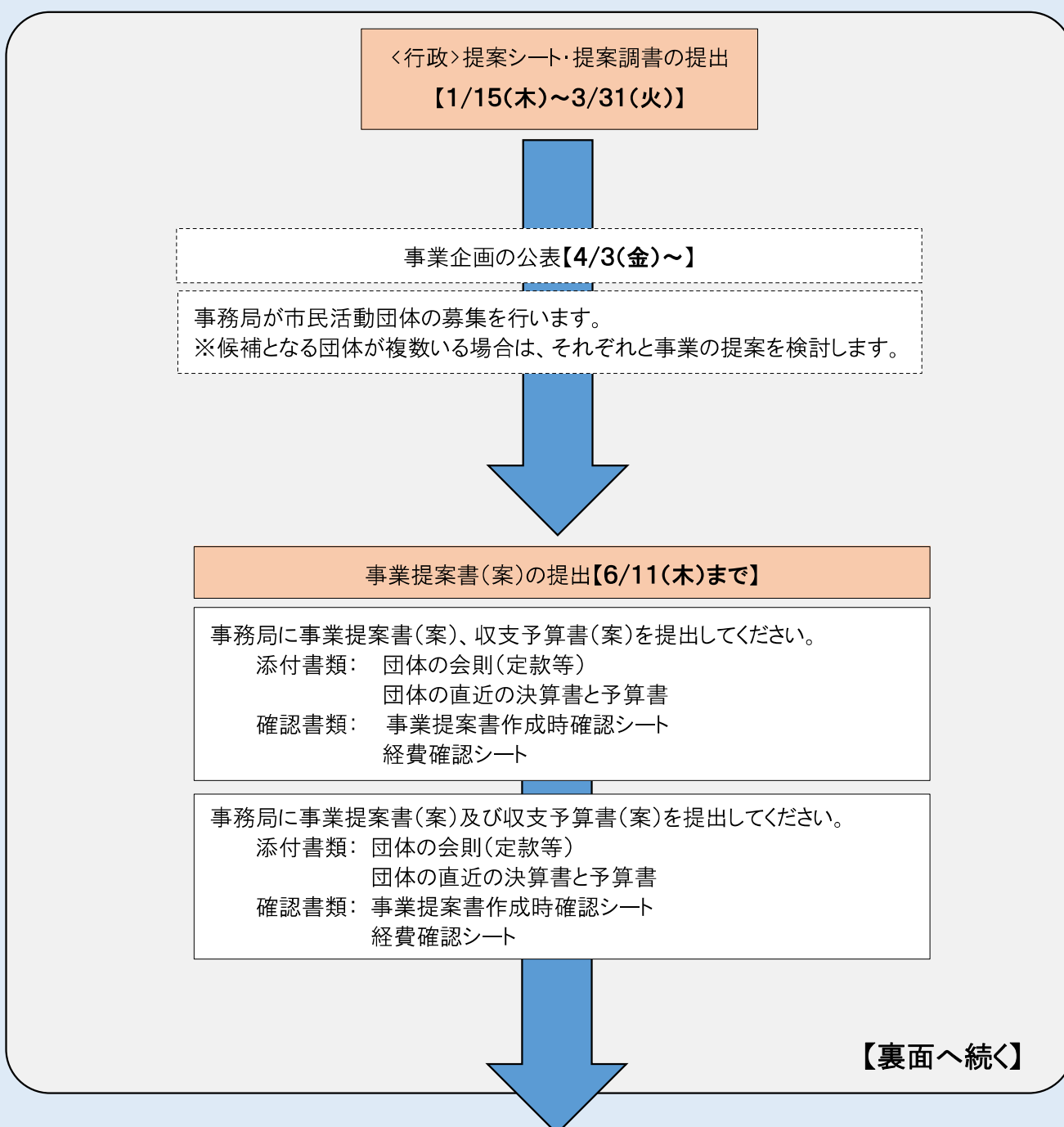


令和9年度実施 行政提案型協働事業

協働事業は市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業であり、それぞれ単独で実施するよりも、お互いの得意分野を活かし、協力・連携して行うことで、より効果的な事業が期待できるものです。令和9年度に行政提案型協働事業の提案をする場合の手続きは、次のとおりです。

類型	内容
行政提案型	行政が設定した課題等(テーマ)に対し、行政が企画を提案し、市民活動団体が事業の提案をする。

<提案から採択までのスケジュール>



新規提案説明会(事前ヒアリング)【7/2(木)】

平塚市協働事業審査会委員に提案した事業の内容を説明し、委員から**意見・助言等**を受けます。

※説明者(出席者)は、行政担当課+市民活動団体

協働コーディネート【7/16(木)】

事業提案書の提出に向けて、**協働コーディネーター**から**意見・助言等**を受けます。

事業提案書等修正期間

事業提案書の提出【9/10(木)まで】

事務局に事業提案書、収支予算書及び事前意見交換結果確認書を提出し、事務局の確認を受けてください。

添付書類：団体の会則(定款等)
団体の直近の決算書と予算書
確認書類：事業提案書作成時確認シート
経費確認シート

公開プレゼンテーション【10/8(木)】

公開の場において、提案した事業の内容をプレゼンテーションします。

※プレゼンテーションの実施者等は行政提案型の場合
行政担当課3分+市民活動団体7分程度で発表

審査・選考及び査定(非公開)

協働事業審査会が事業提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、**審査・選考(採択・不採択の決定)**及び**事業費の査定**をします。

事業実施に向けた協議期間(11月～翌年3月)

※行政担当課は**審査結果(査定)**に基づき**予算要求**してください。

事業の開始(令和9年4月1日～)

4月1日付で協働契約書を締結し、事業を開始します。

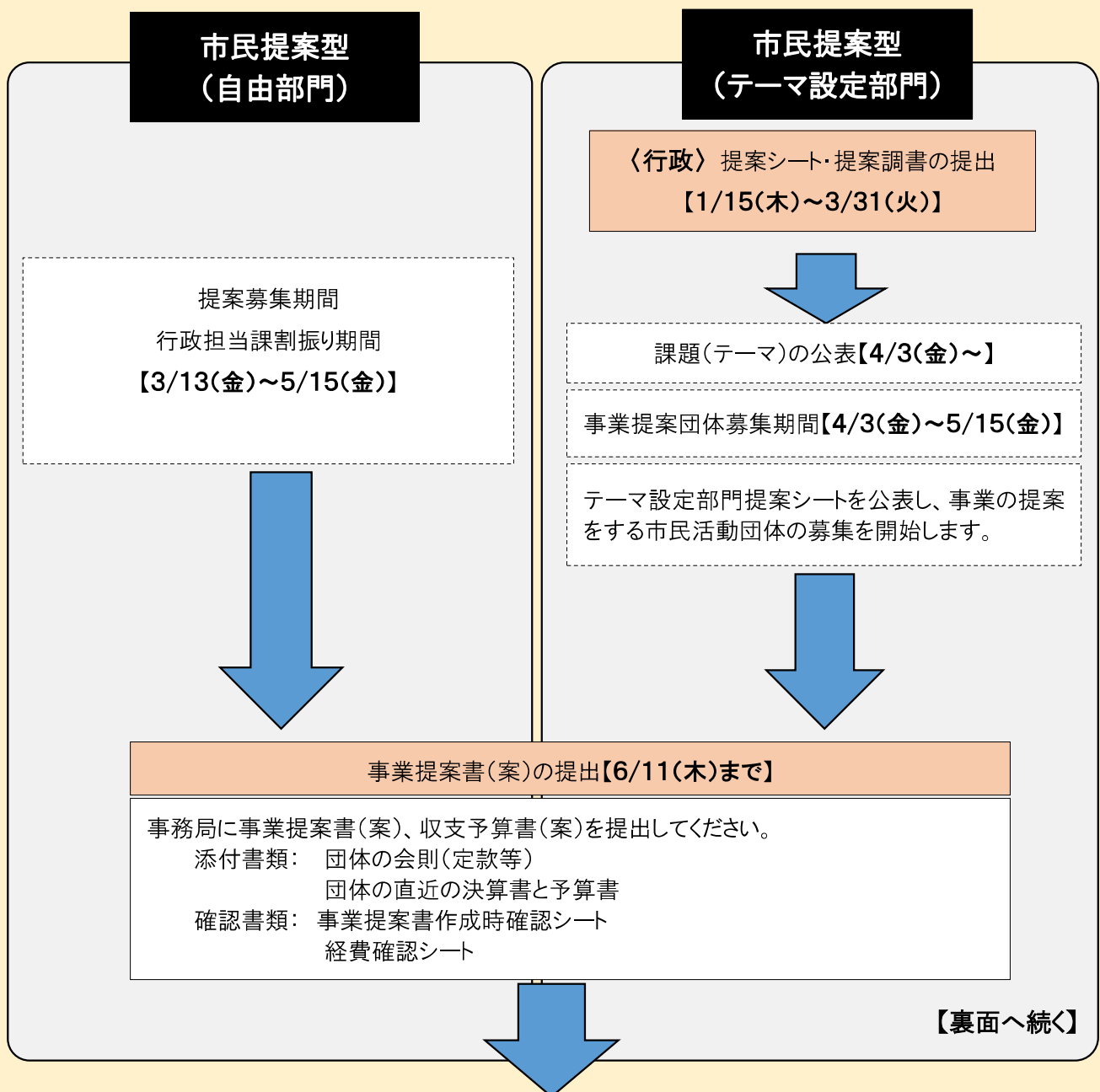
令和9年度実施 市民提案型協働事業

協働事業は市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業であり、それぞれ単独で実施するよりも、お互いの得意分野を活かし、協力・連携して行うことで、より効果的な事業が期待できるものです。

令和9年度に市民提案型協働事業の提案をする場合の手続きは、次のとおりです。

類型		内容
市民提案型	自由部門	市民活動団体が設定した課題等(テーマ)に対し、市民活動団体が、企画及び事業の提案をする。
	テーマ設定部門	行政が設定した課題等(テーマ)に対し、市民活動団体が企画及び事業の提案をする。

＜提案から採択までのスケジュール＞



新規提案説明会(事前ヒアリング)【7/2(木)】

平塚市協働事業審査会委員に提案した事業の内容を説明し、委員から**意見・助言等**を受けます。

※説明者(出席者)は次のとおり。

- ・自由部門 : 市民活動団体(行政担当課同席)
- ・テーマ設定部門 : 行政担当課+市民活動団体

協働コーディネーター【7/16(木)】

事業提案書の提出に向けて、**協働コーディネーター**から**意見・助言等**を受けます。

事業提案書等修正期間

事業提案書の提出【9/10(木)まで】

事務局に事業提案書、収支予算書及び事前意見交換結果確認書を提出し、事務局の確認を受けてください。

- 添付書類: 団体の会則(定款等)
団体の直近の決算書と予算書
- 確認書類: 事業提案書作成時確認シート
経費確認シート

公開プレゼンテーション【10/8(木)】

公開の場において、提案した事業の内容をプレゼンテーションします。

※プレゼンテーションの実施者等は次のとおり

- ・自由部門 : 市民活動団体が10分以内で発表(行政担当課同席)
- ・テーマ設定部門: 行政担当課3分+市民活動団体7分以内で発表

審査・選考及び査定(非公開)

協働事業審査会が事業提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査・選考(採択・不採択の決定)及び事業費の査定をします。

事業実施に向けた協議期間(11月～翌年3月)

※行政担当課は**審査結果(査定)**に基づき**予算要求**してください。

事業の開始(令和9年4月1日～)

4月1日付で協働契約書を締結し、事業を開始します。